

令和4・5年度

入札（見積）参加資格審査申請書作成要領

申請書の提出にあたっては、この要領を参考に記入していただき、誤りや記入漏れのないようお願いいたします。

なお、申請書および添付書類に、故意に虚偽の記載をされたときは、業者登録から抹消することもありますのでご承知ください。また、提出された書類に不明な点および疑義が生じた場合には、資料の提出または説明を求めることがあります。

記

1. 受付期間

令和4年2月1日（火）～令和4年2月28日（月）（土、日、祝は除く）

2. 受付時間

午前9時～正午まで、午後1時～午後4時30分まで

3. 提出方法

持参に限る（提出の際、受領票をお渡しします）

4. 提出先および問合せ先

〒374-8533 群馬県館林市成島町262番地の1
邑楽館林医療事務組合 公立館林厚生病院 経営企画課用度施設係
TEL 0276-72-3140（代）
FAX 0276-72-5445

5. 申請書類および添付書類（組合独自様式）

- ① 入札（見積）参加資格審査申請書（様式1）
- ② 「ぐんま電子入札共同システム」により当組合構成団体に登録または申請中の場合は、資格審査結果認定完了通知または申請受理通知の写し
- ③ 300床以上の公的病院および官公庁との契約実績（様式2）
- ④ 決算内容（様式3）
- ⑤ 委任状（様式4）
- ⑥ 使用印鑑届（様式5）
- ⑦ 印鑑証明書（写）（個人事業者は不要）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書（様式6）
- ⑨ 法人は登記事項証明書（写）・個人事業者は身分証明書（写）
- ⑩ 財務諸表（写）・直近年度と直前年度分
- ⑪ 納税証明書（写）
*詳細については、下記〈注意事項〉（12）参照
- ⑫ 申請希望種目に係る登録証明書、免許、許可証等（写）

〈注意事項〉

- (1) 申請書一式を、公立館林厚生病院ホームページ
(<http://www.tatebayashikoseibyoin.jp/>) → 「診療科・部門紹介」 → 「事務部」
→ 「入札（見積）参加資格審査申請について」からダウンロードをしてください。
- (2) 申請用紙をホームページよりダウンロードできない場合は、申請書一式を用意しますので、経営企画課用度施設係まで直接お願いします。
- (3) 「ぐんま電子入札共同システム」により、当組合の構成団体（館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）の何れかに登録若しくは申請中である場合は、資格審査結果認定完了通知または申請受理通知のメールを印刷して添付するものとし、申請書類および添付書類（組合独自様式）に示す⑦～⑪までの添付書類は必要ありません。
但し、当組合が「ぐんま電子入札共同システム」の機能を運用するものではありません。
- (4) 印鑑は鮮明に押印してください。
- (5) 金額は千円単位でご記入ください。
- (6) 修正液は使用しないでください。
- (7) ⑤委任状（様式4）については、支店、営業所が存在し、その支店長等が代理人となり契約行為をしようとするときに必要となります。
- (8) ⑥使用印鑑届（様式5）について
契約書、見積書、納品書、請求書等に使用する印鑑の届出です。
- (9) ⑦印鑑証明書（写）について
申請人が**法人**の場合、法人が所在する法務局に申請（有料）
申請者が**個人事業者**の場合は不要です。
- (10) ⑨登記事項証明書・身分証明書について
証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを添付してください（写し可）。
申請人が**法人**の場合は、法務局が発行した「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」
申請人が**個人事業者**の場合は、本籍のある市区町村が発行する**身分証明書**を添付してください。（運転免許証やパスポート等のことではありません）
- (11) ⑩財務諸表（2ヶ年分）について
申請人が**法人**の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等。
*連結決算を採用している場合は、単独決算の財務諸表を提出してください。
申請人が**個人事業者**の場合
○青色申告者の場合
・所得税青色申告決算書（写）
○白色申告者の場合
・収支内訳書（写）
○申告書Bは不要です。
- (12) ⑪納税証明書（写）について
証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを添付してください（写し可）。
ア) 申請者が**法人**の場合
○全業者共通
・国税関係（法人税・消費税） （税務署：その3の3）

- 構成団体(館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)管内の事業者・委任先事業所
 - ・市町村の発行する完納証明書（未納のない証明）
 - ・上記の完納証明書が発行できない場合は、固定資産税、市町村県民税（特別徴収分）、軽自動車税、法人市民税の滞納がないことを証明する納税証明書（直近1ヵ年分）
- 構成団体管内以外の群馬県内の事業者又は委任先事業所
 - ・行政県税事務所発行の完納証明書（規則第45号の3様式）
- 上記以外の事業者（再掲）
 - ・国税関係（法人税・消費税）（税務署：その3の3）
- イ) 申請者が**個人事業者**の場合
 - 全事業者共通
 - ・国税関係（申告所得税・消費税）（税務署：その3の2）
 - 構成団体(館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)管内の個人事業者又は委任先事業者
 - ・市町村の発行する完納証明書（未納のない証明）
 - ・上記の完納証明書が発行できない場合は、固定資産税、市町村県民税、軽自動車税、国民健康保険税の滞納がないことを証明する納税証明書（直近1ヵ年分）
 - 構成団体管内以外の群馬県内の個人事業者又は委任先事業者
 - ・行政県税事務所発行の完納証明書（規則第45号の3様式）
 - 上記以外の個人事業者（再掲）
 - ・国税関係（申告所得税・消費税）（税務署：その3の2）
- (13) ⑫登録証明書、免許、許可証等（写）については、それぞれ各発行官公署において定められた様式によるものとし、参加希望種目（営業種目）に関連する全ての許可証等を提出してください。
（医療関連サービスマーク認定証書、医療器械修理業許可証等）
- (14) 申請書類は①から番号順に並べ、ホチキスまたは紐等で綴じ、クリアホルダーに挿み提出してください。（フラットファイルは必要ありません）

6. 申請できない方

次のいずれかに該当する方は申請できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定の該当する方（なお、被補助人、被補佐人または、未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている方等は除きます。）
- ② 申請日前2年間において、振り出した小切手または手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている方
- ③ 施行令第167条の4第2項または第167条の11第1項において準用する第167条の4第2項の規定に該当する方
- ④ 邑楽館林医療事務組合および構成団体（館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）より入札参加資格を抹消され、当該抹消日から3年を経過していない方
- ⑤ 消費税および地方消費税並びに構成団体への市税、町税が未納な方

⑥ 前各号に掲げる者のほか、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配している等管理者が不適格と認める方

7. 資格の有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
（今回の定期受付の資格有効期間は2か年分です）

8. 審査結果については、通知いたしません。

9. 参加資格の抹消について

入札参加資格者が次ぎに掲げる事項に該当するときは、入札参加資格を抹消します。

- ① 施行令第167条の4または第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当する者となったとき
- ② 私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条または第8条第1項の規定に違反して構成取引委員会から告発、排除措置命令または課徴金納付命令を受けた場合で極めて悪質であると管理者が認めたとき
- ③ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項の規定により逮捕され、または逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると管理者が認めたとき
- ④ 金融機関から取引を停止されたとき
- ⑤ 事業主の死亡または、法人の解散から90日を経過したとき
- ⑥ 入札参加資格の抹消を申し出たとき

10. 届出に変更が生じたとき

申請後、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて、変更届を提出してください。

また、「ぐんま電子入札共同システム」を利用の場合は、併せて変更申請をお願いします。

- ① 商号または名称
- ② 代表者または代理人
- ③ 所在地（代理人の所在地含む）
- ④ 資本金
- ⑤ 電話番号またはFAX番号
- ⑥ 登録、免許および許可等に関する事項
- ⑦ 代表者印または代理人使用印

11. その他

建設工事等の発注に係る入札手続事務については、当組合構成団体である館林市にその事務を委任することとしておりますので、館林市あてに当該申請がなされていれば特に当組合あての申請を改めて提出する必要はありません。

(資料1)

営業種目分類表

* 様式1の参加希望種目(営業種目)には、下記を参考に記入してください。

種目 番号	営業種目	内 容
1	医薬品等	内用薬・外用薬・注射薬・検査試薬 等
2	医療材料	注射針・輸液セット・カテーテル・チューブ・手術材料・ 手術用鉗子・鑷子 等
3	医療器械等	放射線機器・検査機器・手術機器・医療用機器・輸液ポン プ 等
4	医療ガス	酸素・液体酸素・液体窒素・各種ガス 等
5	消耗品	日用雑貨・事務用品・印刷用紙・インク・トナー 等
6	消耗備品	机・椅子・保管庫・電化製品 等
7	職員被服	白衣・看護衣・ゴム長靴 等
8	印刷製本	各種パンフレット・各種帳票・薬袋・診察券 等
9	燃料	A重油・ガソリン・軽油 等
10	給食材料等	米・野菜・肉・魚・冷凍食品・調味料・食器・鍋 等
11	厨房機器等	レンジ・炊飯器・冷凍冷蔵庫・他厨房機器 等
12	賃貸借	リース・レンタル 等
13	委託等	施設設備管理・警備・清掃・機器保守・業務委託・その他 委託 等
14	工事関係※	建物・電気・空調・機械設備等の建設改良工事・サイン 等
15	その他	上記のいずれにも属さないもの

※〈注意事項〉の11を参照してください。